

法人税法 計算テキスト 1 (一発合格)

は じ め に

1946年（昭和21年）11月3日に公布され、翌年5月3日（憲法記念日）に施行された日本国憲法には、国民の義務として【納税の義務】が、そして財政に関して【租税法律主義】が規定されています。文章を眺めてみると法律によって定められた租税を納める義務が規定され、この租税収入によって国や都道府県、市区町村という地方団体が運営されることになりますので、租税は我々の生活の根幹をなす一つの重要な要素になっているといえます。

この租税に関する様々な税務（税金を賦課したり徴収したりする行政事務）に関して、徴収サイド及び納税サイド両面からの要請により生まれたのが税理士制度であり、これを定めた税理士法の第一条には【税理士の使命】として、以下の規定がなされています。

みなさんが目指す『税理士』とは、非常に高いレベルの知識と良識（倫理観）が必要とされ、その責任も非常に重いものとなります。しかし裏を返せば、やり甲斐のある職業といえます。日本の経済状況に関しては様々な見方や考え方があると思いますが、税理士が多く関与する中小企業は全企業の99%を超えており、これらの健全な成長が日本経済の発展に不可欠であることは疑う余地がないと私達は考えています。

私達 資格の大原 税理士講座教職員一同は、みなさんが目指している税理士という職業の重要性を忘れることなく、税理士試験合格を目指すみなさんを全力でサポートして参りますので、みなさんも『必ず合格する！』という初心を忘れることなく、税理士試験合格を目指して今日からの一日一日を大切に過ごしてください。

日本国憲法（抜粋）

第三章 国民の権利及び義務

第三十条 【納税の義務】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第七章 財政

第八十四条 【租税法律主義】

あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

税理士法（抜粋）

第一章 総則

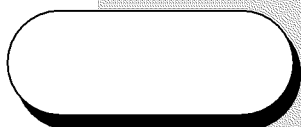
第一条 【税理士の使命】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

資格の大原
税理士講座教職員一同

目次

ガイダンス	V
納税義務者と課税所得の範囲	1
会社計算と税務計算の調整	7
受取配当等の益金不算入	19
減価償却	53
交際費等の損金不算入	141
寄附金の損金不算入	157
租税公課等及び納税充当金	177
収用等	213
貸倒損失	221
貸倒引当金	235
欠損金	279
有価証券	289
外貨建取引	311
別表四の作成	327
法人税額の計算の基礎	335
使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例	341
所得税額控除	345

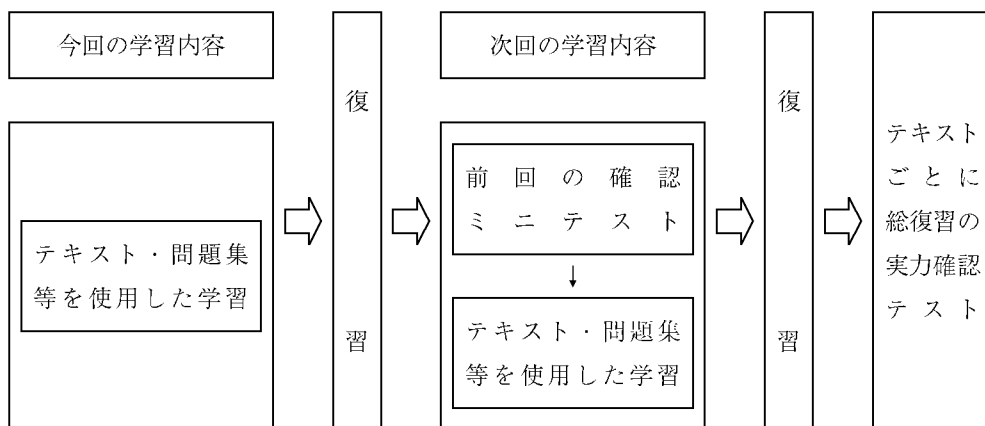


ガイドンス

各教材を使用した学習方法

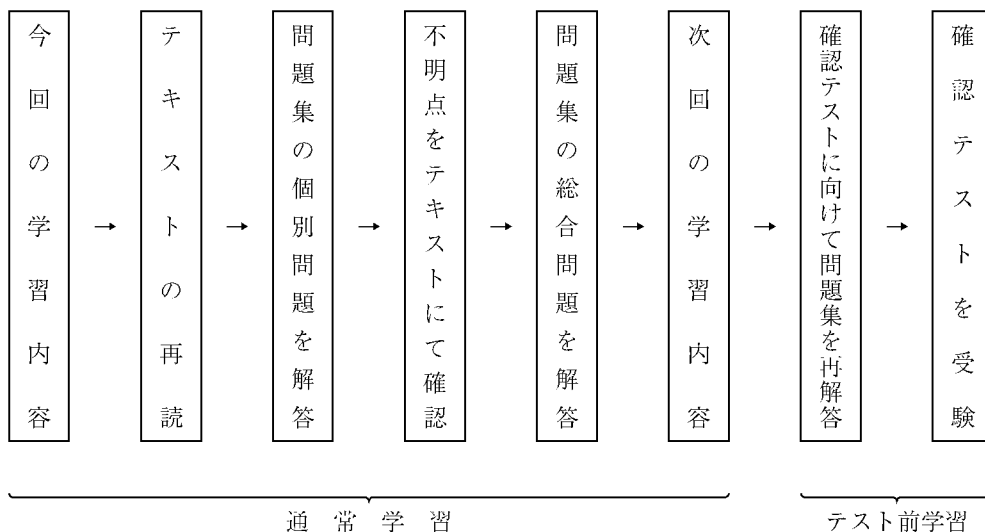
① 学習の進め方について

テキスト、問題集を以下のように有効に使用して下さい。



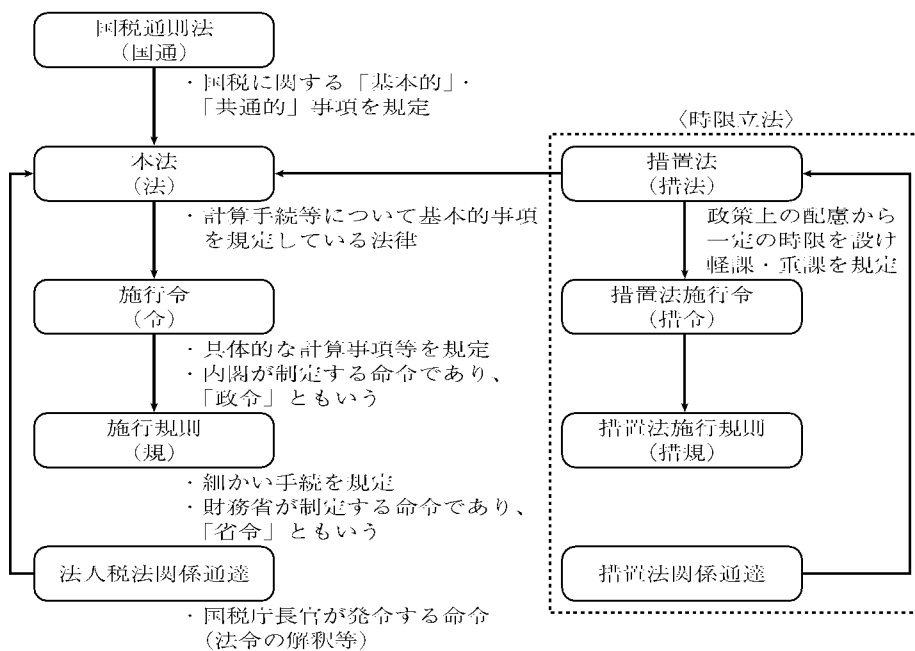
【法人税法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。

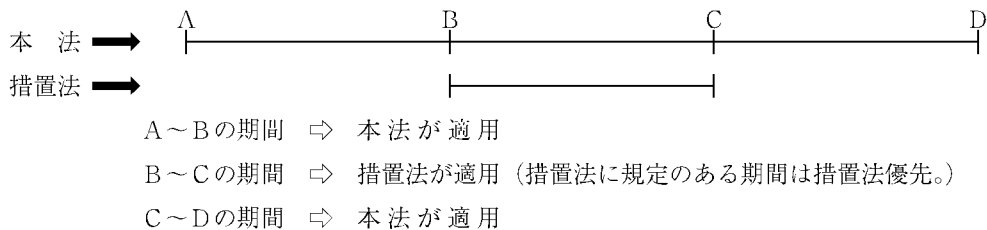


税法条文の基礎知識

① 条文の体系



② 本法と措置法の関係



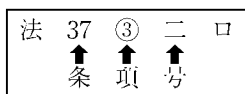
③ 条文の読み方

(1) 構 成

「条」➡「項」➡「号」

(2) 具 体 例

法人税法第37条第3項第二号ロ



MEMO

1-1

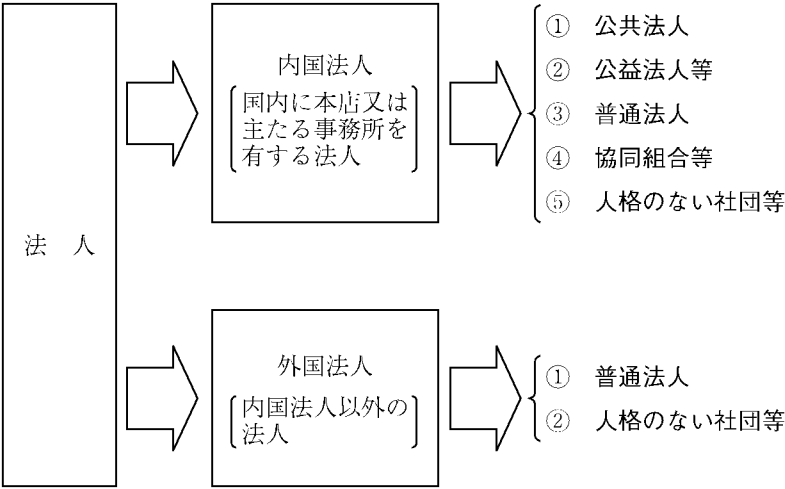
納税義務者と 課税所得の範囲

納税義務者と課税所得の範囲

(法2～法10)

① 法人の種類と納税義務 理論 1-1〔1〕

(1) 法人の種類 (法2三、四、五、六、七、八、九)



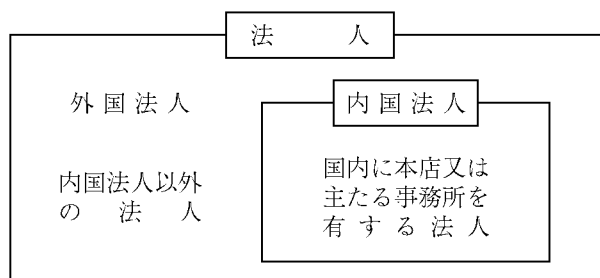
(2) 所得の源泉と納税義務 (法4)

区 分	納 税 義 務
内 国 法 人	国内源泉所得 国外源泉所得 } すべてについて納税義務がある。
外 国 法 人	国内源泉所得 のみ納税義務がある。

※ 国内源泉所得…国内で事業を営み、国内で発生した所得

※ 国外源泉所得…国外で事業を営み、国外で発生した所得

解説 内国法人と外国法人



解説 所得の源泉と納税義務

	日本	外国	
	国内源泉所得	国外源泉所得	課税所得
内国法人	本店 1,000	支店 500	1,500
外国法人	支店 500	本店 1,000	500

国内に本店のある法人は内国法人であり、国内源泉所得及び国外源泉所得の全てについて納税義務があるため、その課税所得は1,500となる。

一方、国内に本店のない法人は外国法人となり、国内源泉所得についてのみ納税義務があるため、その課税所得は500となる。

解説 内国法人と外国法人の課税所得

内国法人	本店の所得	国内源泉所得	納税義務有
	支店の所得	国外源泉所得	納税義務有
外国法人	本店の所得	国外源泉所得	納税義務無
	支店の所得	国内源泉所得	納税義務有

② 内国法人の種類と納税義務

(1) **公共法人** (法 2 五、法 4 ②)

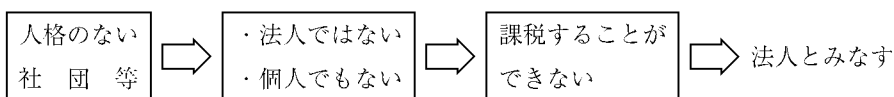
①意 義	国、地方公共団体の出資により公共の事業を行うことを目的とする法人
②具 体 例	日本中央競馬会、日本放送協会、国立大学法人、地方公共団体等
③納税義務	納税義務なし（公共性が大きいため）

(2) **公益法人等** (法2六、法4①)

①意義	宗教、社会教育、その他公共の利益を目的とし、原則として営利を目的としない法人
②具体例	宗教法人、税理士会、日本赤十字社、学校法人、社会福祉法人、非営利型法人、公益社団法人及び公益財団法人等
③納税義務	(イ)原則→ 納税義務なし （公共性が大きいため） (ロ)例外→ 収益事業を行う場合は納税義務あり （営利法人と同じため）

(3) **人格のない社団等**（法28、法3、法4①）

①意 義	法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの
②具 体 例	P. T. A、同窓会等
③納税義務	(イ)原則→納税義務なし（通常、収益事業を行わないため） (ロ)例外→収益事業を行う場合は納税義務あり（営利法人と同じため）



(4) 普通法人 (法 2 九、法 4 ①)

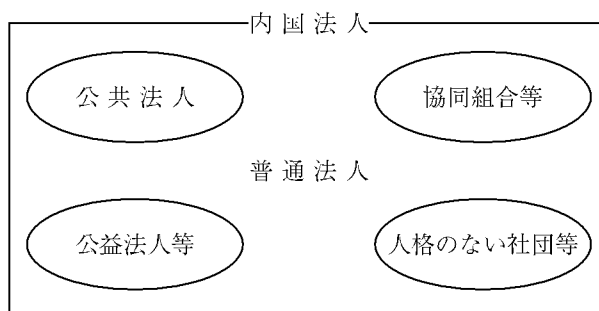
①意 義	通常の営利を目的とする法人(通常の収益事業を行っている法人)
②具 体 例	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等
③納税義務	すべて納税義務あり

(5) 協同組合等 (法 2 七、法 4 ①)

①意義	消費者、農民などの各自の生活又は事業改善のために協同事業を行う組織
②具体例	漁業協同組合、信用金庫、農業協同組合等
③納税義務	すべて納税義務あり

解説 内国法人の区分

内国法人とは、「国内に本店又は主たる事務所を有する法人」と定義されている。また、その内国法人をその性格によって以下の法人の種類に区分し、その法人の種類ごとに納税義務の範囲を整理している。



解説 内国法人の種類と納税義務のまとめ

法人の種類	納税義務の有無	
公共法人	納税義務なし	
公益法人等	非収益事業	納税義務なし
	収益事業	納税義務あり
人格のない社団等	非収益事業	納税義務なし
	収益事業	納税義務あり
普通法人	すべて納税義務あり	
協同組合等	すべて納税義務あり	

3 法人税の種類

種 類	内 容
各事業年度の所得に対する法人税	事業活動により生じた各事業年度の所得に対する法人税
5 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税	特定多国籍企業グループ等に属する親会社等である内国法人に対し、軽課税国に所在する子会社等の一定の所得について税負担15%に至るまで課する法人税
各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税	特定多国籍企業グループ等に属する子会社等である内国法人に対し、軽課税国に所在する親会社等の税負担15%に至るまで課する法人税
10 各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税	特定多国籍グループ等に属する構成会社等である内国法人に対し、国内に所属する構成会社等の一定の所得について税負担15%に至るまで課する法人税
各事業年度の退職年金等積立金に対する法人税	退職年金業務等を行う法人に対し、各事業年度の退職年金等積立金について課する法人税

※ 各事業年度の退職年金等積立金に対する法人税については、現在適用停止である。

4 法人税の納税義務と課税所得の範囲 理論 1-1〔1〕〔2〕

法人の種類		課税所得等
		各事業年度の所得に対する法人税
20 内国法人	公 共 法 人	——
	公 益 法 人 等 人格のない社団等	収益事業に係る所得に課税
	普 通 法 人 等 協 同 組 合 等	課 税
25 外国法人	人格のない社団等	収益事業に係る所得に課税 (国内源泉所得)
	普 通 法 人	課 税 (国内源泉所得)

2-1

会 社 計 算 と 税務計算の調整

会社計算と税務計算の調整

① 法人税の計算構造の概略 理論 2-1〔1〕

5 法人税は、一事業年度における課税標準である所得金額を求め、その所得金額に税率を乗じることにより計算していく。

課税標準である所得金額
(千円未満切捨)

×

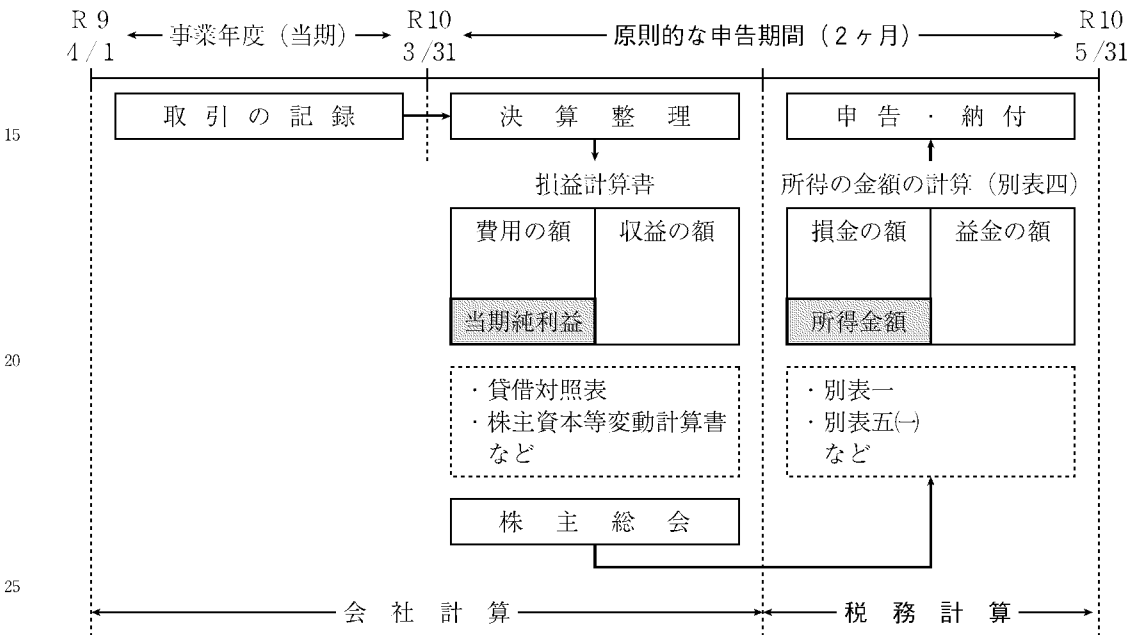
税 率

=

納付すべき法人税額
(百円未満切捨)

② 会社計算と税務計算の関係（会社計算から税務計算への移行）

理論 14-2〔1〕



参 考 課税標準（国通 2 ①六、118①、119①）

課税標準とは、税額算定の基準となる課税物件の数量、価格などをいう。これに税率を乗ずることにより税額を計算する。

参 考 計算の目的

(1) 会社計算

- ① 一事業年度における企業利益である当期純利益を計算すること。
- ② その当期純利益などを株主等の利害関係者に報告すること。

(2) 税務計算

- ① 一事業年度における課税標準である所得金額を計算すること。
- ② その所得金額を基礎に納付すべき法人税額を計算すること。

解 説 計算原理

(1) 会社計算と税務計算（法22①）

$$\boxed{\text{会社計算}} : \boxed{\text{収益の額}} - \boxed{\text{費用の額}} = \boxed{\text{当期純利益}}$$

→ 会社法、会社計算規則、各種の会計基準などに準拠することにより計算される。

$$\boxed{\text{税務計算}} : \boxed{\text{益金の額}} - \boxed{\text{損金の額}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

→ 法人税法、租税特別措置法、各種通達などに準拠することにより計算される。

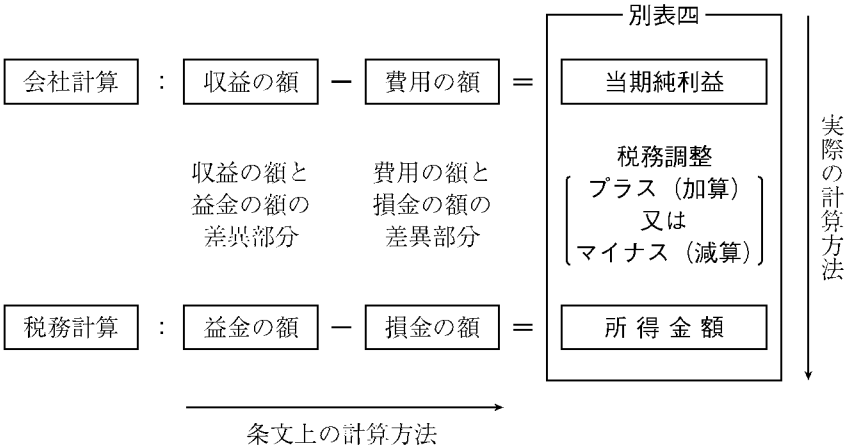
(2) 結 論

- ① 当期純利益も所得金額も会社のもうけであり、両者はほぼ一致する。
- ② 収益と益金に差異がある場合 } 当期純利益と所得金額は、その差異の部分だけ
費用と損金に差異がある場合 } 一致しないため、一定の調整が必要となる。

解 説 会社計算と税務計算に差異が生ずる理由

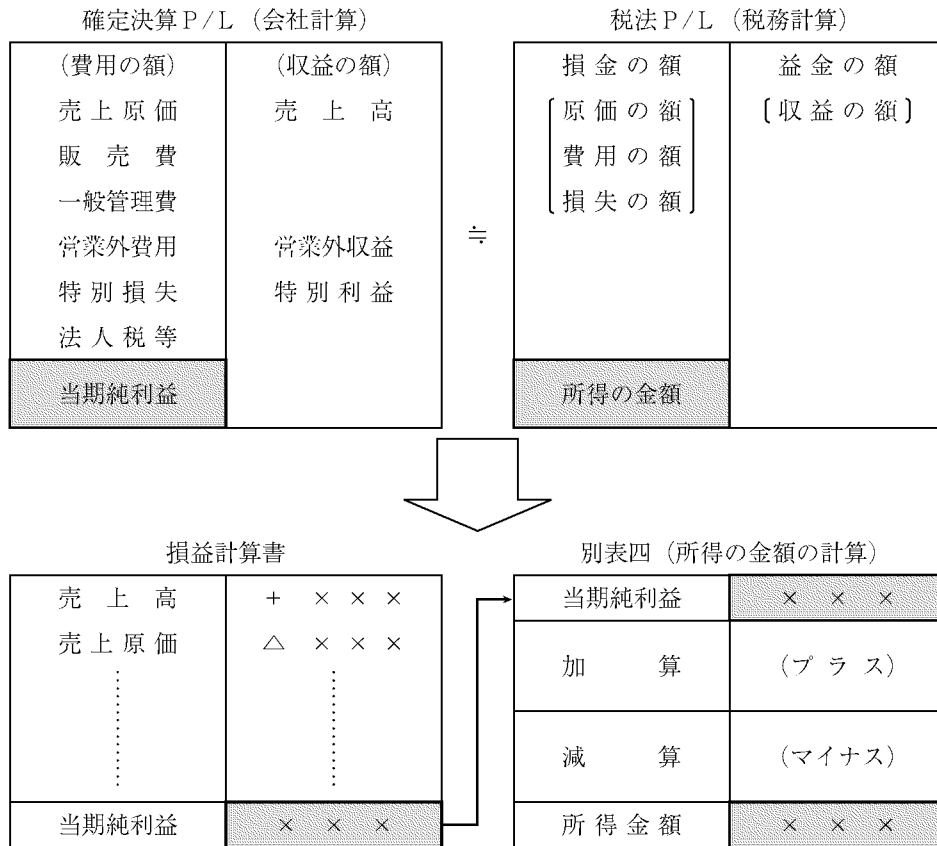
区 分	会社計算	税務計算	具体例
目的の相違	適正な期間損益計算	課税の公平	交際費の取扱い
そ の 他	—	租税政策・産業政策の導入	準備金の取扱い

③ 所得金額の具体的計算方法 理論 2-1〔2〕



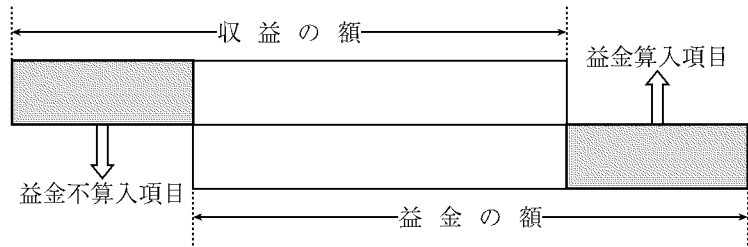
条文上、所得金額は、「益金の額－損金の額＝所得金額」の算式で計算することと規定されている。

しかし、実際は会社計算で算出された当期純利益に一定の調整（プラス・マイナス）を加えて誘導的に算出することとしている。

解 説**課税標準である所得金額の計算方法**

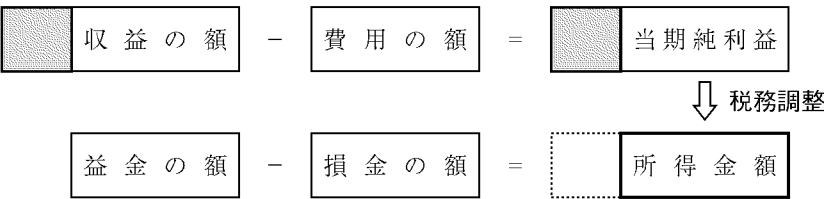
④ 会社計算と税務計算の相違点とその調整

(1) 収益の額と益金の額

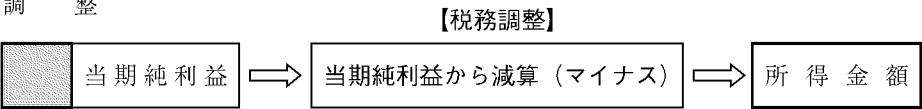


① 益金不算入項目

(イ) 図 解



(ロ) 調 整

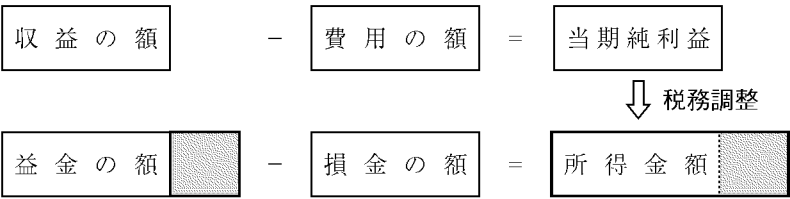


(ハ) 結 論

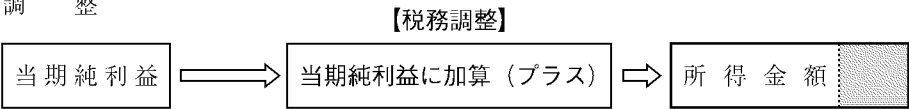
①内 容	会社計算上収益の額となるが、税務計算上益金の額とならない。
①当期純利益への調整	当期純利益から減算 (マイナス) をする。

② 益金算入項目

(イ) 図 解



(ロ) 調 整



(ハ) 結 論

①内 容	会社計算上収益の額とならないが、税務計算上益金の額となる。
①当期純利益への調整	当期純利益に加算 (プラス) をする。

解 説 会社計算と税務計算の具体的な調整方法

会社計算による当期純利益と税務計算による所得金額とは、その目的が会社は「適正な期間損益計算」を行うことにあり一方で税務は「課税の公平」を実現することにあることから、相違が生じることとなる。これによる相違の具体的な調整方法は以下のとおりとなる。

(1) 益金不算入の場合の取扱い

〈例〉 配当金200を収受（一定の理由により益金の額に算入されない。）

損益計算書		別表四（所得の金額の計算）	
売 上 高	+ 1,000	当期純利益	600
売 上 原 価	△ 600	加 算	
配 当 金	+ 200	減 算	200
当期純利益	600	所 得 金 額	400

(+)
 (△)
 ↓

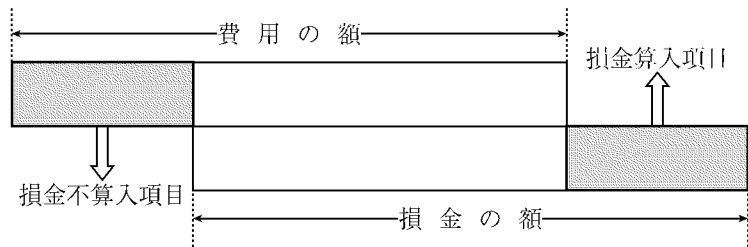
(2) 益金算入の場合の取扱い

〈例〉 決算確定後、売上200の計上もれが発覚

損益計算書		別表四（所得の金額の計算）	
売 上 高	+ 1,000	当期純利益	600
売 上 原 価	△ 400	加 算	200
配 当 金		減 算	
当期純利益	600	所 得 金 額	800

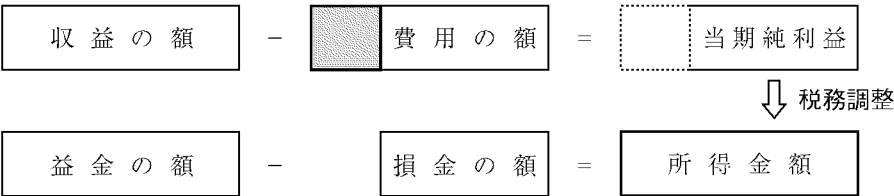
(+)
 (△)
 ↓

(2) 費用の額と損金の額

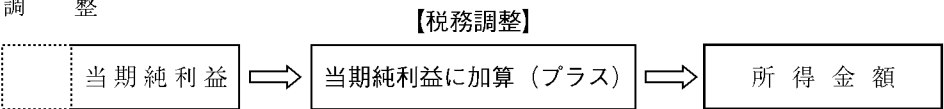


① 損金不算入項目

(イ) 図 解



(ロ) 調 整

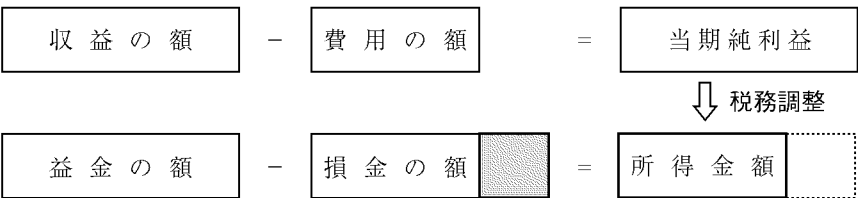


(ハ) 結 論

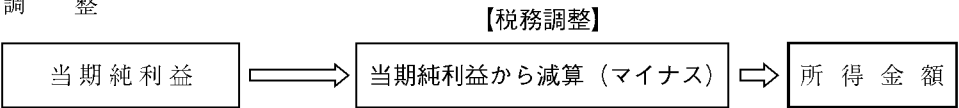
①内	容	会社計算上費用の額となるが、税務計算上損金の額とならない。
㊥	当期純利益への調整	当期純利益に加算（プラス）をする。

② 損金算入項目

(イ) 図 解



(ロ) 調 整



(ハ) 結 論

①内	容	会社計算上費用の額とならないが、税務計算上損金の額となる。
㊦	当期純利益への調整	当期純利益から減算（マイナス）をする。

(3) 損金不算入の場合の取扱い

〈例〉 交際費200を支出（一定の理由により損金の額に算入されない。）

損益計算書		別表四（所得の金額の計算）	
売上高	+ 1,000	当期純利益	400
売上原価	△ 400	加 算	200
交 際 費	△ 200	減 算	
当期純利益	400	所得金額	600

↓
(+)
↓
(△)
↓

(4) 損金算入の場合の取扱い

〈例〉 決算確定後、売上原価200の計上もれが発覚

損益計算書		別表四（所得の金額の計算）	
売上高	+ 1,000	当期純利益	400
売上原価	△ 600	加 算	
		減 算	200
当期純利益	400	所得金額	200

↓
(+)
↓
(△)
↓

⑤ 別表四 具体的記入例

(単位：円)

区 分		金額	計 算 過 程
当 期 純 利 益		3,000	
5	加 算	損 金 計 上 納 税 充 当 金	5,000
		損 金 計 上 法 人 税 等	3,000
		損 金 計 上 住 民 税	1,100
		損 金 計 上 附 帯 税 等	300
		損 金 計 上 罰 金 等	100
10		減 価 償 却 超 過 額	300
		役 員 給 与 損 金 不 算 入 額	500
		貸 倒 引 当 金 繰 入 超 過 額	400
		交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	500
	小 計		11,200
15	減 算	納税充当金から支出した事業税等の額	800
		受取配当等の益金不算入額	500
		減 価 償 却 超 過 額 認 容	200
		小 計	1,500
	仮 計		12,700
20		寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額	700
		法人税額から控除される所得税額	600
		税額控除の対象となる外国法人税の額	100
		合 計	14,100
		差 引 計	14,100
25		総 計	14,100
	所 得 金 額		14,100

⑥ 結 論（まとめ）

損益計算書		別表四（所得の金額の計算）	
売 上 高	+ × × ×	当期純利益	× × ×
売 上 原 価	△ × × ×	加 算	益 金 算 入 額 損 金 不 算 入 額
⋮	⋮	減 算	益 金 不 算 入 額 損 金 算 入 額
⋮	⋮	所 得 金 額	× × ×
当期純利益	× × ×		

項 目	内 容	当期純利益への調整
益金不算入項目	収益の額となるが、益金の額とならないもの	減 算
益 金 算 入 項 目	収益の額とならないが、益金の額となるもの	加 算
損金不算入項目	費用の額となるが、損金の額とならないもの	加 算
損 金 算 入 項 目	費用の額とならないが、損金の額となるもの	減 算

MEMO